

みどりみらい ぐんじとしのりの議会報告

2000/05/12 Vol. 33 西の原 2-3-6-104 TEL/FAX 45-8362
E-MAIL ID / toshigunji@hotmail.com

住み良い街をめざして～郵便局の誘致にむけて

印西市市議会は現在閉会中ですが、私は次回の定例議会（5月31日（水曜日）に開会）に向けての情報収集活動で時間を費やしております。今回はその「定例議会」にむけて、「郵便局の誘致にむけて」とタイトルをし、皆様への報告とさせていただきます。（皆様のご意見をお待ちしております。）

「郵便局の誘致に向けて」

郵便局は、郵便貯金とともに郵便為替、郵便振替、年金・恩給の支払いなど皆様の日常生活に欠かせないライフラインサービスとしての個人金融サービスを提供しております。全ての国民の皆様がこれらのサービスを身近に利用できるように、郡部はもちろん、都市部でも駅周辺や大通りだけでなく民間金融機関の少ない住宅地まで、バランス良く郵便局を配置しています。その全国平均距離は1.1kmで、小学校と並んで郵便局が全国どこでもあることのあらわれでしょう。（全国24726所/平成11年3月末現在）

しかし、それに対して、この牧の原地区はいかがでしょう？

一番近い郵便局は、印西高花郵便局です。この牧の原地区に約8000人が居住しているのに対してひとつの郵便局もない。これは明らかに「異常」です。

*参考/局の設置については、人口8000人、近隣の郵便局より800m以上離れているなど一応の目安はあるようです。

この疑問点を「郵政省本省（霞ヶ関）」に勤務する友人に聞いたところ、それは「関東郵政局」の責任であるとの話がありました。

さらに、細部を問い合わせると、「平成8年に公団から関東郵政局に要請をいただいた」ようですが、それに対して関東郵政局は、「時期尚早、周囲の発展の状況を見て、注視していきたい」との回答をしたようです。

今は4年前と明らかに変わっています。しかし、この4年間、何も行っていません。

牧の原の住民は我慢を強いられたのではないですか？もし、設置できなければ、何が、郵便局の設置を妨げているのでしょうか？用地は既に確保されていると聞いたことがあります。（西の原2丁目ショッピングセンター駐車場の西側入り口脇/ポストがあるところ）

郵便局の設置については、勿論、費用はかかりますが「印西牧の原駅圏の事業展開」という、平成7年5月の資料によれば、「郵便局については誘致活動中」となっています。市や公団は早急に郵便局を設置すべきではありませんか？

勿論、設置できるのは「特定郵便局」です。しかし、この特定郵便局長の資格は後述のように非常にたやすいものです。

(参考) 特定郵便局長任用規定 (施行 昭和 20.5.19 最近改正 昭和 47.5.29 公達 40)

特定郵便局長八左ノ各号ニ該当スル者ヨリ之ヲ任用ス

- 1 年齢満25年以上ノ者
 - 2 相当ノ学識才幹アル者
- 附則 本公達八本日ヨリ之ヲ施行ス

(ぐんじコメント/実際には簡単な面接等はあるようですが、25才以上の人間であれば、

これといって資格を必要とするものではないようです。)

(参考) 印西市内の郵便局について

普通局 / 集配局
印西郵便局 (NT中央)

特定局 / 無集配局
船穂・小林駅前・印西原山・印西木刈・木下駅前・印西高花・印西小倉台

* 普通局 貯金・郵便・簡易保険の「窓口業務」の他に、貯金や保険の集金業務や郵便物のポストからの取集め・各戸への配達業務を取り扱っている郵便局

* 特定局 特定郵便局長により開設される郵便局で普通局より小規模で窓口業務を行っている郵便局。

「住み良い街にするため」に、次の定例議会で、「郵便局の設置について」、市当局や公団に問い、早急に設置を行って行くように働きかけをしたいと思っております。

市政の情報届いてますか？

印西市老人福祉計画・介護保険事業計画 / 印西市こどもプランのダイジェスト版を自治会 / 町内会を通じて各世帯に配布しております。皆様のお手元に届いておりますか？

同様に、「広報いんざい」「議会便り」もお手元に行っていますか？

もし、配布されていないようでしたらお気軽に私までご相談 / ご連絡下さい。

お持ちいたします。(わたしは、自治会 / 町内会を通じて配布という方法を、市当局に対して「改善」するように申し入れております。これは自治会 / 町内会に入っていない世帯があるからです。)

船橋で映画の上映を行います。～「日独裁判官物語」

「雲助」とタクシー業界を判決に書いた裁判官がいました。一方では盗聴法反対集會に出席し懲戒された裁判官もいました。両方ともいまの司法制度の歪みの反映です。

普通の裁判官は、大学卒業前か直後に優秀な成績で司法試験に合格し2年の司法修習を経てすぐに裁判所に配属されます。地域社会との交流もないまま3年ごとに転属され、政治的運動は許されません。

それに対し、ドイツの裁判官は政党・組合の加入、ボランティア活動、社会的発言が許され、転勤もなく地域に根付いた社会感覚をみがくことができます。裁判所も開放的になり、まさに市民のための司法が実現しているのです。

裁判官を社会から隔絶するのは、行政に誤りなしという無謬神話を司法が支えるためです。しかし、裁判という現場でこそ、行政の規制を超えた、新しい社会の価値観を見つかることができます。いま、中坊公平氏を含む司法制度改革審議会で新しい時代の司法が模索されています。そこでは市民の眼を裁判に反映させる陪審制度を導入して改革のてこにしようとする動きと、裁判官の指揮のもと民間人が判決に加わる参審制度にとどめようとする当局との暗闘があるようです。

いま、社会が行政改革のみならず、司法改革に眼をむけて世論を盛り上げていかなければ、市民のための司法を呼び込むチャンスは失われてしまうでしょう。

この映画は、統制されたナチス司法から、市民のための社会センサーとしての裁判所に移行することができたドイツの実態を教えてください。

お時間があるかたは、遠い場所ですがお越しく下さい。

(「動員」をかけていないので、人集めの為に「船橋」での開催となりました。)

日時 / 平成 12 年 5 月 21 日 (日曜日) 午後 5 時より

場所 / 船橋中央公民館 (京成船橋駅南口 徒歩 5 分)

* いつもご声援ありがとうございます。今後とも宜しく願いいたします。

